

事前協議 チェックシート

行政庁
チェック欄

◎許可・認定申請書に協議書など添付が必要なもの(①～④)

①町田市宅地開発事業に関する条例

(土地利用調整課 土地調整係(804)/建築開発審査課 開発審査係(806))

標識設置 事前相談等

必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに都市計画法第29条等の許可書及び同法第37条の承認書の写し又は宅地造成規制法第8条の許可証及び同法第9条の検査済証の写しを提出してください。

※建築基準法第48条の許可については、本申請までの都市計画法第29条の許可書不要。ただし、協議が必要です。

②町田市中高層建築物に関する指導要綱(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前協議等

必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに協定書締結の上、協定書の写しを提出してください。

③町田市市街地道路拡幅整備要綱(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前協議等

必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに協議の上、協議済通知書の写しを提出してください。

④福祉のまちづくり総合推進条例(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前相談等

必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに協議済証の写しを提出してください。

◎許可・認定申請書に決裁済みの副本の写しが必要なもの(⑤～⑦)

⑤町田市住みよい街づくり条例 街づくり推進地区

(土地利用調整課 土地調整係(804)/地区街づくり課 街づくり推進係(804))

建築行為等の届出

必要 不要

★必要⇒工事着手の30日前までに届出の上、本申請までに決裁済みの副本の写しを提出してください。

⑥町田市狭あい道路拡幅整備事業実施要綱(道路管理課 財産係(903))

狭あい協議

必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに事前協議の上、本申請時に決裁済みの申請書副本の写しを提出してください。

⑦届出制度による町田市の景観形成(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前相談 届出等

必要 不要

★必要⇒許可・認定本申請の60日又は90日前※までに事前相談の上、本申請時に決裁済みの副本の写しを提出してください。

※申請の景観ゾーンや計画内容等によって所要日数が異なります。詳しくは、土地利用調整課でご確認ください。

裏面につづく

◎許可・認定の本申請までに手続きを終わらせるもの(⑧~⑬)

⑧町田市住みよい街づくり条例 早期周知による街づくり(土地利用調整課 土地調整係(804))

標識設置 事前相談等 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに説明会等手続きを終えてください。

**⑨町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
(土地利用調整課 土地調整係(804))**

標識設置・近隣関係住民への説明等 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請の20日前までに標識設置の上、標識設置届の提出を終えてください。

※近隣住民説明等の要望がある際は、近隣説明報告書の提出や標識設置・変更届の提出を終えてから本申請となります。

⑩葬儀場の設置及び管理運営に関する指導要綱(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前協議 標識設置等 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請の35日前までに標識設置の上、届出等の手続きを終えてください。

※近隣住民説明等の要望がある際は、近隣説明報告書の提出や標識設置・変更届の提出を終えてから本申請となります。

⑪遺体安置所等の設置等に関する指導要綱(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前協議 標識設置等 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請の60日前までに標識設置の上、届出等の手続きを終えてください。

※近隣住民説明等の要望がある際は、近隣説明報告書の提出や標識設置・変更届の提出を終えてから本申請となります。

⑫町田市大蔵・綾部耕地整理地区土地利用整備要綱(土地利用調整課 土地調整係(804))

事前協議等 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに協議を終えてください。

⑬町田市自転車等の放置防止に関する条例(道路管理課 適正利用推進係(903))

事前協議等 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに事前協議をしてください。

⑭公聴会の開催が必要な許可申請(建築開発審査課 建築指導係(807))

住民説明会等 ※事前周知報告書、利害関係を有する者の名簿等の提出が必要です。 必要 不要

★必要⇒許可・認定の本申請までに提出してください。

◎その他 関係法令による事前相談、協議が必要なもの

事前相談等 関係法令名

事前協議等 関係法令名

※①~⑭において、申請事業の内容・進捗状況によっては所轄担当窓口と調整し、必要書類又は手続き等を判断するものとする。

※このチェックリストは簡易版であるため、申請事業が各条例等で手続きが必要か否かは、所轄担当窓口にて再度ご確認ください。